

令和 7 年 4 月 1 日

## 就労継続支援 A 型事業所における利用者の知識・能力向上に係る実施状況報告書

事業所名	ジョブぷらす渋谷	事業所番号	1311301178
住 所	東京都渋谷区初台1-49-1 第30田中ビル4階	管理者名	西山友美
電話番号	03-6276-1312	対象年度	令和6年度

## 利用者の知識・能力向上に係る実施概要

<p>&lt;活動内容&gt;</p> <p>活動場所:事業所内</p> <p>実施日程:令和6年4月~令和7年3月</p> <p>実施した利用者の知識・能力向上に係る実施の概要</p> <p>金銭管理等の研修</p> <p>利用者数 5名</p>	<p>&lt;活動の様子&gt;</p> <p>資料</p> <p>健康保険、②公的年金、③労働保険、④介護保険の4種類があります。</p> <p>① 健康保険制度</p> <p>病気などになったときにかかった費用の一部を公費で負担する制度。 給付される内容は、おおむね以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給付の種類</th> <th>給 付 の 条 件</th> <th>給 付 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>療養の給付</td> <td>病気、怪我で医療機関の診療、薬剤の支給、手術等を受けたとき</td> <td>小学校就学後から70歳までは7割</td> </tr> <tr> <td>入院時食事療養費</td> <td>医療機関に入院したとき</td> <td>自己負担が1食460円</td> </tr> <tr> <td>高額療養費</td> <td>1か月の医療費の自己負担額が一定額を超えたとき</td> <td>限度額を超えた額</td> </tr> <tr> <td>傷病手当金*</td> <td>療養のために仕事に就けず、その間の給料が支払われないとき</td> <td>休業4日目から、1年6か月間、休業1日につき標準報酬額の2/3</td> </tr> <tr> <td>出産手当金</td> <td>出産日以前42日から出産日後56日までの間</td> <td>休業1日につき標準報酬額の2/3</td> </tr> <tr> <td>出産育児一時金</td> <td>妊娠4か月以上で出産したとき</td> <td>1児につき42万円</td> </tr> <tr> <td>埋葬料</td> <td>本人や家族が死に、埋葬を行ったとき</td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*国民健康保険制度には無い</p> <p>(5) 小遣い帳:家計簿をつける</p> <p>ア はじめに</p> <p>毎日の支出を記録することは、大変な労力を要する作業に見えます。実際そうなのですが、家計を改善するためには実感がわからないとその対策の立てようがありません。闇雲に食費を節約して体を壊すなどもってのほかです。そうならないためにもどこに無駄があるのか、きちんと支出を把握する必要があります。支出のみならず、収入もきちんと把握していないと、無駄な出費につながる可能性があります。</p>	給付の種類	給 付 の 条 件	給 付 額	療養の給付	病気、怪我で医療機関の診療、薬剤の支給、手術等を受けたとき	小学校就学後から70歳までは7割	入院時食事療養費	医療機関に入院したとき	自己負担が1食460円	高額療養費	1か月の医療費の自己負担額が一定額を超えたとき	限度額を超えた額	傷病手当金*	療養のために仕事に就けず、その間の給料が支払われないとき	休業4日目から、1年6か月間、休業1日につき標準報酬額の2/3	出産手当金	出産日以前42日から出産日後56日までの間	休業1日につき標準報酬額の2/3	出産育児一時金	妊娠4か月以上で出産したとき	1児につき42万円	埋葬料	本人や家族が死に、埋葬を行ったとき	5万円
給付の種類	給 付 の 条 件	給 付 額																							
療養の給付	病気、怪我で医療機関の診療、薬剤の支給、手術等を受けたとき	小学校就学後から70歳までは7割																							
入院時食事療養費	医療機関に入院したとき	自己負担が1食460円																							
高額療養費	1か月の医療費の自己負担額が一定額を超えたとき	限度額を超えた額																							
傷病手当金*	療養のために仕事に就けず、その間の給料が支払われないとき	休業4日目から、1年6か月間、休業1日につき標準報酬額の2/3																							
出産手当金	出産日以前42日から出産日後56日までの間	休業1日につき標準報酬額の2/3																							
出産育児一時金	妊娠4か月以上で出産したとき	1児につき42万円																							
埋葬料	本人や家族が死に、埋葬を行ったとき	5万円																							
<p>&lt;目的&gt;</p> <p>自立した生活のためのスキルアップ</p> <p>一般就労にあたり、家計簿等の記入支援</p> <p>生活の安定化</p> <p>社会保険制度等を知る</p>																									
<p>&lt;成果&gt;</p> <p>具体的な金銭管理について学ぶことで、一般就労後の新たな目標設定ができた</p>																									

## 連携先の企業や事業所等の意見または評価

<p>日頃から職員様には、熱心にご質問いただいております、 資料などをご提供させていただき 職員様を通じて利用者様への繋がっていることをうれしく思います。</p>	
連携先企業(担当者)	大野社労士オフィスご担当者様

## 利用者からの意見・評価

<p>就職をして収入を増やし、一人暮らしができるようになりたいと思った。 お給料が入ったら、使ってしまうので、計画的に使いたいと思った。</p>
--